

# 仕 様 書

## 1. 件名

高分解能電子線描画装置整備作業

## 2. 研究の概要

国立研究開発法人産業技術総合研究所 電子光基礎技術研究部門、プラットフォームフォトンクス研究センター(PPRC)、ゼロエミッション国際共同研究センター(GZR)では、高分解能電子線描画装置を用いた微細加工技術を駆使して、光・電子デバイスの研究開発を進めている。

## 3. 作業の概要

本整備は、高分解能電子線描画装置(クレステック製 CABL-9410TFNA, 資産番号:00AB0754)の制御装置および付帯する電子銃(TFE Emitter M00-00000160)およびイオンポンプ(30L/s 912-7135S)が老朽化したことから、これら部品の交換および整備を行うものである。

## 4. 作業対象物

高分解能電子線描画装置

- ① メーカー : 株式会社クレステック
- ② 型番 : CABL-9410TFNA
- ③ 製造番号 : 06A24
- ④ 取得時期 : 2001年4月1日
- ⑤ 資産番号 : 00AB0754

## 5. 作業項目及び作業内容

以下の作業を実施し、その結果を作業報告書として提出すること。また、作業完了前、作業完了後の写真を報告書と伴に提出すること。

### ① PC98用HD/CF入替作業

- ・ PC98用ハードディスク(HD)を取り外し、コンパクトフラッシュ(CF)への入替え作業を行うこと。
- ・ HD/CF入替作業後、PC98の正常動作を確認すること。
- ・ PC98において電子線描画装置の制御プログラムであるCPCソフトウェアの正常動作を確認すること。

## ②TFE エミッタ交換作業

- ・ TFE Emitter およびイオンポンプ交換作業前に装置を起動して高圧コントローラおよび真空系の動作を確認すること。
- ・ TFE Emitter およびイオンポンプを同等品と交換すること。
- ・ 交換作業完了後、高圧コントローラおよび真空系が正常に立ち上がり、規定値を満たすことを確認すること。

## 6. 特記事項

- ・ 事前に作業計画書を作成し、調達請求者に連絡すること。
- ・ 本契約において、納品物が法令等に基づく、国・都道府県等への許可申請または届出等に必要となる適切な助言・情報・資料の提供や官庁同行などを行い、提出資料の作成を行うこと。
- ・ 作業時には、現場の安全確保・環境保全に万全を期すこと。万一、事故や苦情等が発生した場合は、適切な応急処置を講ずるとともに、速やかに請求担当者に連絡すること。
- ・ サプライチェーン・リスクに対応するため、別紙に記載する事項に従って契約を履行しなければならない。

## 7. 納入物品(電子媒体)

- ① 作業開始前：作業計画書 1部
- ② 作業終了後：作業報告書 1部
- ③ 納入物品一覧表 1部
- ④ 障害発生時の連絡体制図 1部

※USB メモリ等の外部電磁的記録媒体は用いないこと。

## 8. 納品確認試験

調達請求者立ち会いのもと、「5. 作業項目及び作業内容」を満たしていることを作業報告書にて確認をする。

## 9. 納入の完了

「7. 納入物品」に記載の納入物品が過不足なく納入され、仕様を満たしていることの確認を行い、納入の完了とする。

10. 納入期限及び納入場所

納入期限：2025年3月31日

納入場所：茨城県つくば市梅園1-1-1

国立研究開発法人 産業技術総合研究所  
中央事業所2群 2-1B棟 02222室

11. 付帯事項

- ・ 交換部品における能力内の使用中に発生した納入の完了後12ヶ月以内の故障についてはその修理、調整等責任をもって無償で行うこと。
- ・ 本仕様書の技術的内容及び知り得た情報に関しては、守秘義務を負うものとする。
- ・ 本仕様書の技術的内容に関する質問等については、調達請求者と協議すること。また、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、調達担当者と協議のうえ決定する。

## サプライチェーン・リスク対応に係る特記事項

## 1. サプライチェーン・リスクへの対応

受注者は、機器等の意図的な不正改造及び情報システム又はソフトウェアに不正なプログラムを埋め込むなど、国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下、「産総研」という。)の意図しない変更が加えられたときに生じ得る情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等の情報セキュリティ上のリスク(以下「サプライチェーン・リスク」という。)に対応するため、受注者は「IT 調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」(平成 30 年 12 月 10 日関係省庁申合せ)に基づく対応を図らねばならない。

## 2. 意図しない変更に対する対策

- ①受注者は、本業務の履行に際して、サプライチェーン・リスクが潜在すると知り、又は知り得るべきソースコード、プログラム等(以下「ソースコード等」という。)の埋込み又は組込みその他産総研担当者の意図しない変更を行ってはならない。
- ②受注者は、本業務の履行に際して、サプライチェーン・リスクが潜在すると知り、又は知り得るべきソースコード等の埋込み又は組込みその他産総研担当者の意図しない変更が行われないうに相応の注意をもって管理しなければならない。
- ③受注者は、本業務の履行に際して、情報の窃取等により研究所の業務を妨害しようとする第三者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等(受注者がその存在を認知し、かつ、サプライチェーン・リスクが潜在すると知り、又は知り得るべきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。)を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによってサプライチェーン・リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

## 3. サプライチェーン・リスクにかかる調査の受入れ体制

- ①受注者は、本業務に産総研担当者の意図しない変更が行われるなど不正が見つかったときは、追跡調査や立入検査等、産総研と連携して原因を調査し、サプライチェーン・リスクを排除するための手順及び体制を整備し、当該手順及び体制を示した書面を産総研担当者に提出しなければならない。

## 4. サプライチェーン・リスクを低減するための対策

- ①受注者は、サプライチェーン・リスクを低減する対策として、本業務の設計、構築、運用・保守の各工程における不正行為の有無について定期的または必要に応じて監査を行う体制を整備するとともに、本業務により産総研に納入する納入物品に対して意図しない変更が行われるリス

クを回避するための試験を行わなければならない。当該試験の項目は、情報セキュリティ技術の趨勢、対象の情報システムの特性等を踏まえ、受注者において適切に設定するものとする。

②機器の納入であり、かつ、設計、構築、運用・保守の各工程が存在しない場合は、4. ①の対応は不要。

## 5. 受注者の業務責任者等

①受注者は、本業務の履行に従事する業務責任者及び業務従事者(契約社員、派遣社員等の雇用形態を問わず、本業務の履行に従事する全ての従業員をいう。以下同じ。)を必要最低限の範囲に限るものとする。

②機器納入であり、かつ、設計、構築、運用・保守の各工程が存在しない場合は、5. ①の対応は不要。

## 6. 再委託

### 6.1 本業務の第三者への委託の制限

受注者は、産総研の許可なく、本業務の一部又は全部を第三者(再委託先)に請け負わせてはならない。ただし、6.2に定める事項を遵守する場合はこの限りではない。

### 6.2 第三者への委託に係る要件

- ①受注者は、本業務の一部又は全部を第三者に再委託するときは、再委託先の事業者名、住所、再委託対象とする業務の範囲、再委託する必要性について記載した承認申請書を、委託元である産総研に提出し、書面による事前承認を受けなければならない。
- ②受注者は、本業務の一部又は全部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、全ての責任を負わなければならない。
- ③受注者は、知的財産権、情報セキュリティ(機密保持を含む。)及びガバナンス等に関して、本仕様書が定める受注者の責務を再委託先も負うよう、必要な処置を実施し、その内容について委託元である産総研の承認を得なければならない。
- ④受注者は、受注者がこの仕様書の定めを遵守するために必要な事項について本仕様書を準用して、再委託者と約定しなければならない。
- ⑤受注者は、前号に掲げる情報の提供に加えて、再委託先において本委託事業に関わる要員の所属、専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)、実績及び国籍についての情報を委託元である産総研へ提出すること。
- ⑥受注者は、再委託先において、産総研の意図しない変更が加えられないための管理体制について委託元である産総研に報告し、許可又は確認(立入調査)を得ること。

## 7. その他

- ①提出された資料等により産総研担当者に報告された内容について、サプライチェーン・リスクが懸念され、これを低減するための措置を講じる必要があると認められる場合に、調達担当者は受注者に是正を求めることがあり、受注者は相当の理由があると認められるときを除きこれに応じなければならない。
- ②産総研は、受注者の責めに帰すべき事由により、本情報システムに産総研担当者の意図しない変更が行われるなど不正が見つかった場合は、契約条項に定める契約の解除及び違約金の規定を適用し、本業務契約の全部又は一部を解除することができる。